

愛媛県地域防災計画の修正概要

(風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編)

1 計画修正のイメージ

背景

災害対策基本法の改正
(平成 27 年 7 月, 平成 28 年 5 月)

防災基本計画 (国) の修正
(平成 27 年 7 月, 平成 28 年 2 月, 平成 28 年 5 月)

水防法の改正
(平成 27 年 5 月)

愛媛県防災対策基本条例の改正
(平成 28 年 3 月)

愛媛県地域強靱化計画の策定
(平成 28 年 3 月)

愛媛県災害廃棄物処理計画の策定
(平成 28 年 4 月)

避難勧告等に関するガイドラインの改定
(平成 29 年 1 月)

反映

愛媛県地域防災計画
の修正

風水害等対策編

地震災害対策編

津波災害対策編

目的・効果

大規模災害対策の充実・強化

2 修正の主な内容

(1) 災害対策基本法の改正に対応

- ・ 放置車両等の移動等の実施主体にこれまでの道路管理者のほか港湾管理者及び漁港管理者を追加
→ 各編第3編 災害応急対策に追加（風3-8-1、地3-6-1、津3-7-1）

(2) 国の防災基本計画の修正に対応

- ・ 都道府県による人的被害者数の一元的な集約
人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行う。
→ 各編第3編 災害応急対策に追加（風3-4-1、地3-2-1、津3-3-1）
- ・ 地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化
業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。
→ 各編第2編 災害予防対策に追加（風2-8-1、地2-8-1、津2-7-1）
- ・ 関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた防災対策の強化
災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける等、中央防災会議防災対策実行会議「水害時の避難・応急対策検討WG」の報告を踏まえた修正
→ 各編第3編 災害応急対策に追加（風2-9-1、地2-13-1、津2-9-3） 等

(3) 水防法の改正に対応

- ・ 洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模降雨により浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域、水深及び浸水継続時間を公表する。
→ 風水害等対策編第2編 災害応急対策に追加（風2-25-2）

(4) 愛媛県防災対策基本条例の改正に対応

- ・ 平成18年度に策定した内容に、消防団による地域防災力の強化に関する項目等の追加や条ずれを修正
→ 各編第2編 災害応急対策に追加（風2-5-1、2-32-1、地2-5-1 津2-4-1）

(5) 愛媛県地域強靱化計画の策定に対応

- ・ 国土強靱化法に基づく愛媛県地域強靱化計画を地域防災計画に明記
→ 各編第1編 総論に追加（各編1-1-5）

(6) 愛媛県災害廃棄物処理計画の策定に対応

- ・ 大規模災害発生時に災害廃棄物処理を適正かつ迅速に推進するために、県及び市町が実施すべき事項等について整理した愛媛県災害廃棄物処理計画(平成28年4月策定)を地域防災計画に明記
→ 地震災害対策編、津波災害対策編 第2編 災害応急対策に追加
(地2-13-8、2-13-9、津2-11-7、2-11-8)

(7) 避難勧告等に関するガイドラインの改定に対応

- ・ 高齢者施設において、避難準備情報の意味するところが伝わらず、適切な避難行動がとられなかったことが課題とされたため、「避難準備情報」等の名称について変更
(変更前) (変更後)
「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難勧告」 → 「避難勧告」
「避難指示」 → 「避難指示(緊急)」

(8) その他

- ・ 語句の修正、時点修正等